

部会資料 76A 民法(債権関係)の改正に関する

要綱案のたたき台(10)

動機の錯誤が相手方に惹起された場合に関する意見

平成26年3月18日

東京弁護士会 法制委員会 有志

篠塚 力 大西英敏 児玉隆晴 荒木理江
岩田修一 稲村晃伸 泉原智史 小松達成
大橋美香 小尾重樹 小井土直樹 角田智美
宇井一貴 木村真理子

第1 錯誤

2 動機の錯誤

動機の錯誤に関して次のような規定を新たに設けるものとする。

意思表示の動機に錯誤があり、かつ、次のいずれかに該当する場合において、その錯誤がなかったとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、それが取引通念上相当と認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができる

- (1) 動機が法律行為の内容になっているとき。
- (2) 動機の錯誤が相手方によって惹起されたとき。【P】

〈意見の趣旨〉

(2)について、(1)とは独立して、提案の通りの規定を設けるべきである。

〈意見の理由〉

1 誤認に関するリスク負担のルールとして適切である

事実誤認のリスクをいずれの当事者が負担するかという問題について、どのような属性の者であっても、相手方が表意者の錯誤の原因を作り出したという点に着目すると、そのリスクを相手方に負担させることが公平である。このようなリスク負担は、優位者・劣位者の関係にかかわらず、広く妥当性を有する。

2 不意打ちにならないリスク負担ルールである

通常、契約締結時に双方が全く同一の情報を共有していることはない。したがっ

て、ほとんどの契約において、一方当事者は、他方当事者から情報提供を受け、それを信頼して契約を締結する。ここで、提供された情報の内容を敢えて契約において前提事実として確定しなくても（表示又は契約内容化がないとされる場合であっても）、相手の説明によって錯誤が生じた以上、契約からの解放を認めるべきである。

他方で、同時に、特定の事項については、事実と表示が異なっても契約の効力に影響を与えないという合意も自由に可能である。したがって、この規定があっても、当事者は事前に合意によって錯誤の成立を阻止することが可能である。

3 主観的要件は不要である

このように、素案(2)の趣旨が、不実表示をした相手方から表意者を解放することが公平に適うという点にある以上、それ以上の表意者における主観的要件（表意者の無過失であるとか、表意者が相手方の不実表示を信じたことについて正当な理由があることなどの主観的要件）を設ける必要性はない。

表意者にこのような主観的要件を要求することは、まず、「動機の錯誤が顧慮されるための要件」との関係で問題がある。すなわち、相手方の不実表示を表意者が信じたことが正当である場合は、通常、その表示内容が法律行為の内容になっているであろうと考えられ、素案(1)の他に素案(2)を設ける意義がなくなってしまうということである。このような結果は、当該取引の取消しのリスクをどちらの当事者が負担するのが公平かという観点から規定されようとしている素案(2)を無意義化するものであり、不適當である。

また、表意者の主観的要件を要求することは、表見代理制度のように、当該法律行為から生じる法律効果を本人に積極的に負わせるような場合には妥当しえても、不実の表示をした相手方との取引からの解放を目的とする錯誤取消制度の場合には、過度な要求であり、公平の見地から疑問がある。このルールは、当事者間に法律関係があることに争いはなく、ただ、その事実認識の誤りについて、どう解消するかというリスク負担のルールである。本来効力が及ばない法律効果を本人に押しつける表見代理において、押しつけられる本人に有責性が要求されるのとは状況が異なる（平成 25 年 9 月 10 日付山本敬三幹事意見 4 ページ～5 ページ参照）。

さらに、現行法の下でも、法律行為の内容になり、要素性がある場合、一方的な錯誤であっても契約から解放するのが現在の動機の錯誤に関する判例ルールである。このように相手方の全く関与がなくても解放されるのが現行ルールである以上、錯誤の原因が相手方に存在する関係にあれば、要素性が認められる限り、表意者の有責性の有無を問わず解放させるべきというのが公平である。

効果から見ても、損害賠償ではなく取消しによる原状回復に留まる。この点からも、相手方の主観的要素を加重する必要はないものと思われる。仮に有責性を要求するのなら、効果としても、原状回復に留まらず損害賠償を認めることになり、説

明義務違反等と比較して独立の意義を失うことになる。

4 表明保証に影響は与えない

表明保証の実務との関係において、素案(2)が表明保証を無力化するのではないかという疑問もみられるが、素案(2)は表明保証を無力化する必然性を持っているものではない。つまり、従来の表明保証の実務に影響を与えるものではない。

表明保証がされた場合、その部分が事実と異なっても、錯誤要件に当てはまらないことになる。例えば、表明保証違反があっても上限付損害賠償で解決するという契約を締結した時点で、それより損害が遙かに大きくなっても契約には拘束されるという意思表示されていることになるからである。以上のように、素案(2)と表明保証条項との関係は、あくまで、表明保証された事実が法律行為の内容となっているか否か（さらには、取消権の放棄がなされたか否か）という問題であって、錯誤の規定が任意法規か否かという問題ではない（問題設定が不適切である。）。

以上